



JASDAQ

平成 29 年 2 月 15 日

各 位

会社名 大井電気株式会社
代表者名 取締役社長 石田 甲
(コード番号 6822)
問合せ先 取締役経営管理本部長
田中 繁寛
045-433-1361

公正取引委員会からの排除措置命令及び課徴金納付命令について

当社は、平成 28 年 2 月 16 日より公正取引委員会の検査を受けておりました「中部電力株式会社が発注する電力保安通信用機器の製造販売業者らに対する件」に関しまして、平成 29 年 2 月 15 日に同委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けましたので、お知らせいたします。

本件につきまして、株主の皆様やお客様をはじめ関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを心より深くお詫び申し上げます。

当社は今回の処分を厳粛に受け止め、今後も引き続き、これまで徹底してきたコンプライアンス体制をより一層強化し、再発防止の徹底を図るとともに、信頼回復に努めてまいります。

記

1. 排除措置命令の概要

中部電力株式会社が競争見積もり等の方法により発注する電力保安通信用機器に関し、独占禁止法 3 条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為があったとして、該当行為を取りやめていることを確認すること、当該取引に関して自主的な受注活動を行うこと、これらを自社従業員に周知徹底することなどの措置を講じることを命じられました。

2. 課徴金納付命令の概要

納付すべき課徴金の額 : 7856 万円
納 付 期 限 : 平成 29 年 9 月 19 日

3. 独占禁止法を含む法令遵守の徹底

当社は、コンプライアンスのレベルアップに向け、既に社長直轄の推進体制を整備するとともに、再発防止策が形骸化・風化しないよう社内規程等の具体化や、社外サービスを利用したコンプライアンス通報窓口の整備に取り組んでおります。

今後とも当社は上記取り組み等を通じ、引き続きコンプライアンスの徹底を推進してまいります。

4. 業績への影響

上記課徴金相当額につきましては、平成 28 年 3 月期連結決算において独占禁止法違反の疑いによる公正取引委員会立入検査の件に関連して想定される損失リスクを特別損失として計上しており、本年度の業績への影響はございません。

以上